

## 第2期田辺市子ども・子育て支援事業計画（素案）に係る市民意見募集結果について

### 1. 実施結果の概要

#### (1) 実施期間

令和2年2月19日（水）～令和2年3月3日（火）

#### (2) 意見の提出状況

提出者数 2名

意見数 4件

### 2. いただいたご意見と田辺市の考え方

いただいたご意見と田辺市の考え方については、次のページからの表のとおりです。

なお、提出されたご意見は、田辺市意見公募手続実施要綱第7条第2項第1号の規定により、「提出された意見の概要」について公表することとしております。

## 第2期田辺市子ども・子育て支援事業計画（素案）に係る市民意見募集結果について

意見要旨	市の考え方
<p>「文化・スポーツ環境の整備」とありますが、スポーツ施設に関しては、他の地域からの合宿が優先されるはルールとなっています。他の地域からの合宿は数か月前からの予約が可能なのに、地元の子供たちは、その月にならないと予約が取れないルールになっています。こうした点についてもう少し地域の子供たちが活動しやすい配慮はできないのでしょうか？</p>	<p>市立のスポーツ施設の予約につきましては、地元の方と他の地域の方との間で優先順位が存在するわけではなく、大会・合宿、それから一般の練習というように、利用目的で予約方法や予約時期が異なりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>

意見要旨	市の考え方
<p>「学校施設の整備」とあります。</p> <p>わたしは明洋中学校校区に住んでおり、子供たちは明洋中学校に通っています。近くに市立武道館があることもあり、明洋中学校ははやくから武道の授業に合気道を取り入れてきました。</p> <p>今年市立武道館は取り壊される予定と聞いています。合気道の授業は、体育館にフロアマットを敷いて行くと聞きました。</p> <p>子供たちにいい環境をと考えるなら、畳の敷かれた武道場で武道の練習を行ってほしいと考えます。地元の子供がいい環境で活動できるように社会体育施設と学校施設をバランスよく整備してほしいと思います。</p>	<p>御要望の内容は、武道の授業を実施する中学校に専用の武道場を整備してほしいといった趣旨かと理解しましたが、学校施設の整備につきましても、老朽化した校舎の改修や非構造部材耐震化工事、空調設備整備工事を優先的に実施することにより、学校施設の安全性の確保や学習環境の充実を図っております。現状では、各中学校に合気道等の武道の授業ができる武道場を整備していく計画はございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、中学校における合気道等の武道の授業につきましても、隣接に市立武道館がある明洋中学校と大塔中学校以外の中学校は、体育館に畳や合気道に対応したマットを敷いて授業を実施しています。</p> <p>明洋中学校につきましても、敷地内に武道場が整備されているのですが、合気道の授業は最大2クラス単位、約70名の生徒が一同に練習を行うこととなりますので、敷地内の武道場の広さでは対応できないため、隣接の市立武道館が解体撤去された後は、他の中学校と同様に、体育館にマットを敷いて授業を実施する予定にしています。</p>

意見要旨	市の考え方
<p>芳養の学童保育は、今年度定員オーバーし、かつて下駄箱だったスペースを無理に学童保育スペースとして使っています。</p> <p>学童保育のニーズは高くなっており、今後も空き教室だけで対応するのは無理があると思われます。芳養学童については建て替えが必要と思われます。</p> <p>定員オーバーすることも見通しは立てられたはずで、何も対策してこなかったことについても反省が必要です。</p>	<p>芳養学童保育所につきましては、令和元年度の1年生の申込率が例年に比べ非常に高くなったことから定員を大きく超過し、学童保育室がある校舎の玄関エントランスであった部分を部屋に改修して受け入れを図ったものです。</p> <p>芳養小学校の児童数は年々減少傾向にあり、令和2年度の1年生の申込率も例年どおりの水準に落ち着いたことから、今後、現在の施設で受け入れが困難となるとは考え難い状況でありますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>

意見要旨	市の考え方
<p>「第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策」中、「4-2 計画期間の各年度における地域子ども・子育て支援事業の内容及び実施期間」のうち、59ページの(3)放課後児童健全育成事業の文章中に、『田辺市の全ての小学校に公設の学童保育所を設置する。そして、今後、高学年にも対象を上げていく。』と明記していただきたい。</p>	<p>田辺市では、全25小学校区のうち14校区において学童保育事業を実施しています。また、このうち13か所は公設で1か所のみ民設となっています。</p> <p>11の小学校区で学童保育事業が未実施となっていますが、これは、いずれの小学校も児童数が少なく、市の学童保育所設置基準であり、国の補助基準ともなっている「10人以上の利用」が見込まれないためであり、基準を満たしている小学校区については、すべてで学童保育事業を実施しています。</p> <p>なお、民設の学童保育所が存在する小学校区においては、児童数の推移からも定員増の必要性は認められないことから、公設の学童保育所を設置することは考えておりません。</p> <p>また、小学校高学年の学童保育の需要につきましては、本計画書(素案)にも示していますように、一定のニーズが存在するものと認識しています。しかしながら、現状の各小学校における施設の利用状況を考えたとき、新たに学童保育事業に転用できるものは殆どなく、従事する指導員の確保も厳しい状況にあることから、現状の定員を確保しながら、低学年の長期休業期間中のみの需要に対応していきたいと考えています。</p> <p>このようなことから、『当面は実績値を基礎として概ねその維持確保を図りながら、優先して低学年の受入れを充実させることとし、併せて、学校の空き教室の活用や指導員の確保を図ることとします。』とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>